

教育課程及び履修方法

教育課程

履修方法及び学位論文

標準修業年限短縮に関する内規（抜粋）

学位論文取扱内規（抜粋）

学位申請に係る主論文の著者数

学位申請書等の様式と記入例

教 育 課 程

学 系	学 科 目	選 択 必 修 单 位 数	選 択 单位数
發育發達全身疾患学系	小 兒 齒 科 学	24	
	齒 科 矯 正 学	24	
	障 害 者 齒 科 学	24	
	齒 科 麻 醉 学	24	
	循 環 病 態 內 科 学	24	
口腔病態制御学系	齒 周 治 療 学	24	
	生化学・分子生物学	24	
	微生物学・免疫学	24	
	口腔分子薬理学	24	
	公衆予防齒科学	24	
組織細胞再生学系	解剖・組織・発生学	24	
	細胞機能制御学	24	
	齒 內 療 法 学	24	
	再生齒科治療学	24	
先端材料修復学系	齒科生体材料学	24	
	保 存 修 復 学	24	
口腔顎脳再建学系	有床義齒補綴学	24	
	齒冠架工義齒補綴学	24	
	顎口腔機能治療学	24	

学 系	学 科 目	選 択 必 修 单 位 数	選 択 单位数
口 腔 顎 腦 再 建 学 系	解 剖 人 類 形 態 学	24	
	顎 咬 合 形 成 外 科 学	24	
	顎 顔 面 外 科 学	24	
	口 腔 外 科 学	24	
	神 經 病 態 外 科 学	24	
病 態 診 断 檢 查 学 系	齒 科 臨 床 檢 查 医 学	24	
	放 射 線 学	24	
	口 腔 診 断 学	24	
	口 腔 病 理 学	24	
共 通 科 目	同 位 元 素 学		1
	電 子 顯 微 鏡 学		1
	推 計 学		1
	画 像 科 学		1
	基 礎 医 化 学		1
	科 学 概 論		1
	修 辞 学		1
	基礎科目（動物実験学）		1
演 習 科 目	齒 学 特 別 演 習 I		1
	齒 学 特 別 演 習 II		1
	齒 学 特 別 演 習 III		1
	齒 学 特 別 演 習 IV		1

履修方法及び学位論文

本研究科に4年以上在学（ただし、優れた業績を上げた者については3年以上在学すれば足りる）し、次の要件を満たした者に博士（歯学）の学位を授与する。

- ① 専攻学科目の修得単位数 24 単位を含め 30 単位以上を修得すること。
- ② 指導教授から必要な研究指導を受けること。
- ③ 大学院1年次・2年次及び3年次に研究経過報告を行うこと。
- ④ 英語試験に合格すること。
- ⑤ 学位論文を提出して、かつ、最終試験に合格すること。

1 授業科目の履修方法

履 修 区 分	修得単位数	履 修 方 法
所属学系の専攻学科目	24 単位	必修の学科目を所属する学系の中から履修する。
共 通 科 目	3 単位	共通科目の中から3科目以上履修する。
歯学特別演習Ⅰ～Ⅳ	3 単位	歯学特別演習Ⅰ～Ⅳの中から3科目以上履修する。
計	30 単位	

○ 履修方法

履修区分	修得単位	履修方法
① 所属学系の専攻学科目	2 4 単位	必修の学科目を所属する学系の中から履修する。
② 共通科目 （8 科目）	3 単位	共通科目の中から3 科目以上を履修する。
③ 演習科目 （4 科目）		
歯学特別演習Ⅰ～Ⅳ	3 単位	演習科目の中から3 科目以上を履修する。

○ 演習科目の履修要件

研究成果ならびに研究情報の収集等を単位認定することによって大学院生の研究への積極的な取り組みが期待できる。

1 歯学特別演習Ⅰ 1 単位（研究報告）

次の2 要件をすべて修了した者に**1 単位**を認定する。

- ① 1, 2 年次研究経過報告：紙上(抄録)発表
- ② 3 年次研究経過報告会：ポスター発表及び紙上(抄録)発表

2 歯学特別演習Ⅱ 1 単位（研究業績）

次のいずれかを修了した者に**1 単位**を認定する。

- ① 口頭あるいはポスターでの学会発表（筆頭者）
（学会発表を2 回で1 単位を認定する。）
- ② 国内専門誌への掲載（筆頭者）
（1 編の掲載で1 単位を認定する。）
- ③ 外国専門誌への掲載（筆頭者）
（1 編の掲載で1 単位を認定し、更に歯学特別演習Ⅳの1 単位を認定する。）

3 歯学特別演習Ⅲ 1単位（研究情報の収集）

次の要件を修了した者に1単位を認定する。

- 特別講義・大学院セミナーへの参加（受講した場合）
（10回の参加で1単位を認定する。）

4 歯学特別演習Ⅳ 1単位

次のいずれかの要件を満たす場合に1単位を認定する。

- ① 国際的な業績を上げた者。
- ② 優れた業績を上げた者。

研究業績ポイントについて

大学院生の主体性を育むとともに、研究の遂行には、最先端の情報の入手、その情報を研究に反映させることが肝要である。そして研究成果を発信し、研究者相互の情報交換を通じて研究の深淵さと面白さを経験することを目的として、次の研究の要件を修了するとともに業績点（ポイント）を与え、優れた業績を上げた大学院生を評価する。

- | | | |
|---|--------------------------|----------------------|
| 1 | 1・2年次研究経過報告（紙上発表） | 0.5 ポイント
(各年次あたり) |
| 2 | 3年次研究経過報告会（ポスター発表及び紙上発表） | 1 ポイント |
| 3 | 学会での口頭発表（口頭あるいはポスター発表） | 1 ポイント
(1回あたり) |
| 4 | 国内専門誌への掲載（筆頭者） | 2 ポイント
(1回あたり) |
| 5 | 外国専門誌への掲載（筆頭者） | 4 ポイント
(1回あたり) |
| 6 | 特別講義・大学院セミナーの出席 | 0.5 ポイント
(1回あたり) |

2 大学院研究経過報告

大学院1年次・2年次及び3年次に研究経過報告を義務付けている。これは最近の学際化する歯科医学の学問領域を踏まえ、大学院生が行っている研究について、多分野の教員等から助言を受けることを目的とする。

3年次生は「大学院年次研究経過報告会」において口頭発表（ポスター発表）を行うことになっている。

- ① 1年次生 誌上（抄録）発表（年度末に実施）
- ② 2年次生 誌上（抄録）発表（年度末に実施）
- ③ 3年次生 ポスター発表及び誌上（抄録）発表
（平成19年度は6月に実施予定）

3 英語試験

課程修了要件として英語試験に合格しなければならない。

実施時期 年1回（10月実施予定）

4 学位論文の審査

修業年限在学し、所定の単位（30単位）を取得又は取得見込みの者は指導教授を通じて研究科委員会に学位論文を提出して審査を願い出ることができる。

5 大学院課程期間短縮

次の条件を満たす場合に、大学院課程在籍期間短縮を認める。

インパクトファクタージャーナルのファーストオーサーとして5ポイント以上あれば3年間で修了。

日本大学大学院松戸歯学研究科博士課程の 標準修業年限短縮に関する内規（抜粋）

平成 16 年 7 月 22 日制定

平成 16 年 8 月 1 日施行

（目 的）

第 1 条 日本大学大学院松戸歯学研究科博士課程に在学する学生で、定められた修了要件を満たし、かつ優れた業績（インパクトファクタージャーナルのファーストオーサーとして 5 ポイント以上等）を上げた者については、研究科委員会の議を経て、本大学大学院学則第 106 条第 3 項に定めるところにより専攻学科目の単位認定及び標準修業年限短縮のための審査手続を定める。

（審査手続き）

第 2 条 学生の専攻学科目の単位認定及び標準修業年限短縮を申請する指導教授は、希望修了年度の 6 月末までに申請・推薦書、当該学生の履歴書及び研究業績一覧を研究科長に提出する。

（委員会）

第 3 条 （中略）

（審 査）

第 4 条 （中略）

（単位認定・論文審査）

第 5 条 前条により研究科委員会で認められた学生の単位は、学則 126 条に定めた専攻学科目の 24 単位を認定する。

2 前条により研究科委員会で認められた学生は、定められた松戸歯学研究科学位論文取扱内規に従って学位申請を行う。

3 前項に定める手続きは、標準修業年限による課程博士のものと同一に取り扱う。

(標準修業年限短縮の取消し)

第 6 条 提出された学位論文の審査が不合格の場合，あるいは提出日までに学位論文を提出しなかった場合など修了要件を充足していない場合は，専攻学科目の単位認定及び標準修業年限短縮は行わない。

(委員会の構成)

第 7 条 (中略)

(委員長)

第 8 条 (中略)

(委員会の招集)

第 9 条 (中略)

(委員の任期)

第 10 条 (中略)

(事 務)

第 11 条 承認された専攻学科目の単位認定及び標準修業年限短縮に関する事務は，教務課が行う。

附 則

この内規は，平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

学位論文取扱内規（抜粋）

昭和 55 年 2 月 27 日制定	平成 10 年 10 月 1 日改正
昭和 56 年 3 月 28 日改正	平成 14 年 2 月 27 日改正
昭和 57 年 1 月 27 日改正	平成 18 年 1 月 26 日改正
昭和 57 年 5 月 27 日改正	平成 19 年 7 月 26 日改正
平成 2 年 3 月 22 日改正	

第 1 章 趣 旨

（趣旨）

第 1 条 日本大学大学院松戸歯学研究科（以下研究科という）における学位論文の取扱いは、日本大学学則及び日本大学学位規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第 2 章 課程博士の学位申請

（申請資格）

第 2 条 研究科に標準修業年限在学し英語試験に合格し所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、指導教授を通じて研究科委員会に学位論文を提出し審査を願い出ることができる。

2 研究科在学中に論文を提出する場合は、修業年数 2 年を超えなければならない。

（申請書類）

第 3 条 学位を申請する者の提出書類は、次のとおりとする。

- ① 学位申請書（所定用紙）
- ② 論文目録（所定用紙）
- ③ 履歴書（所定用紙）
- ④ 戸籍抄本
- ⑤ 主論文の要旨（4,000 字以内）
- ⑥ 主論文

印刷公表前の論文については、学術雑誌掲載予定証明書の添付を要する。

⑦ 参考論文（1編以上）

⑧ 写真

- 2 主論文は共著論文でも提出することができる。共著論文の取扱いについては、第5章の定めるところによる。
- 3 主論文はまとめ論文でも提出することができる。まとめ論文の取扱いについては、第6章の定めるところによる。
- 4 参考論文として提出することのできるものは、原則として学術雑誌に掲載されたものとする。参考論文の取扱いについては、第7章の定めるところによる。

（中 略）

第4章 論文の審査

（審査委員会）

- 第18条 論文の審査は研究科委員の中から研究科委員会が委嘱した、主査1名、副査若干名で構成する審査委員会が行うものとする。
- 2 研究科委員会が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、他の研究科の教員その他前項以外の学外の教員を審査委員会の委員のうちに加えることができる。
 - 3 主査は研究科委員会の上承を得て研究科委員以外の者を審査委員会にオブザーバーとして出席させることができる。

（研究科長預りの審査）

- 第19条 第11条第2項ただし書きによる場合の審査は、主査を研究科長又は研究科運営委員会委員長が務めるものとする。

（研究科委員との共著論文提出者の審査）

- 第20条 主論文の共著者となった研究科委員は、当該共著論文の審査委員会における主査となることができない。

(審査委員会の試問及び審査方法)

第 21 条 学位論文に対する試問及び審査は次により行うものとする。

- ① 論文提出により学位を授与される者は、大学院の教育課程を修了して学位を授与される者と同等以上と認める内容の論文を提出し、かつ、専攻科目に関し同等の学識を有することを試問により確認した者とする。
- ② 学位論文の審査は、大学院の課程修了における論文審査と同一の方法により行うものとする。
- ③ 試問は、口答試問及び筆答試問により行うものとする。
- ④ 外国語については２種類を課すことを原則とする。ただし、既に２種類の外国語試験に合格した者については、これをもって代えることができる。

(審査委員会の審査報告)

第 22 条 審査委員会は論文の審査及び最終試験を行い、審査要旨並びに最終試験の結果の要旨を作成し、文書をもって研究科委員会に報告するものとする。

(研究科委員会の審議)

第 23 条 研究科委員会は、日本大学学位規程第 12 条に基づき、学位を授与すべきか否かを議決する。

(内容要旨及び審査要旨の公表)

第 24 条 論文の内容要旨及び論文審査の結果要旨は、松戸歯学部教育・研究紀要に公表するものとする。

(試問の免除)

第 25 条 日本大学学位規程第 9 条に該当する者は、試問を免除することができる。

(審査期間)

第 26 条 論文審査は、論文が提出された日から 1 年以内に終了しなければならない。

ただし、特別の事由があると認めたときは、研究科委員会の議を経て、その期間を 1 年以内に限り延長することができる。

(日本大学学位規程第 10 条)

第 5 章 共著論文

(共著論文の条件)

第 27 条 共著論文を主論文として申請する者は、共同研究において主な役割を努め、その成果が論文の核心をなしていることが明確であると認められなければならない。この場合、その者が筆頭著者であり申請に関して他の共著者の承諾を得ているものでなければならない。

2 共著論文を主論文として申請する者は、自ら担当した部分について、論文形式のレポートを別に作成し提出しなければならない。

3 主論文として提出する共著論文は、学位申請のための論文として他に使用されない旨の誓約がなされていなければならない。

4 共著論文を学位論文として申請する者は、第 3 条第 1 項又は第 14 条第 1 項に定める書類のほかに、次の書類を提出しなければならない。

- ① 申請者の研究分担
- ② 共同研究者の承諾書 (所定用紙)
- ③ 誓約書 (所定用紙)

第 6 章 まとめ論文

(まとめ論文の取扱い)

第 28 条 2 編以上の複数論文を単著 1 編にまとめた論文を学位論文として提出する場合は、次のすべての条件を満たさなければならない

ない。

- ① まとめ論文の基になる複数論文のうち主となる論文は、学位申請日に溯って3年以内に収載された外部の専門誌に限るものとする。なお、この主となる論文は単著あるいは申請者を筆頭著者とする原著論文であること。
 - ② まとめ論文の中核となる実験データは、主となる論文を基幹としなければならない。
 - ③ まとめ論文の基となる複数論文のうち申請者を筆頭著者とする論文は、学位申請のための論文として他に使用されない旨の誓約がなされなければならない。
- 2 まとめ論文は、審査終了後、松戸歯学部教育・研究紀要の学位論文報告欄に掲載することができる。

第7章 参考論文

(速報及び短報の参考論文)

第29条 投稿雑誌の指針にかなった速報及び短報は参考論文として提出することができる。

(臨床報告の参考論文)

第30条 学術雑誌に掲載された臨床報告は参考論文として提出することができる。

(まとめ論文申請の参考論文)

第31条 主論文がまとめ論文の場合は基となる複数論文を参考論文として提出することができる。

附 則

この内規は、平成19年7月26日から施行する。

学位申請に係る主論文の著者数

主論文著者数

	日本語論文	英語論文	日大口腔科学論文
助 教	1 名	3 名以内	×
助 手	1 名	3 名以内	×
助手(専任扱)	1 名	3 名以内	1 名
研究生	1 名	3 名以内	1 名
大学院生	2 名以内	3 名以内	×
研究講座員	3 名以内	4 名以内	3 名以内

1 研究生の場合

日本語論文（日大口腔科学を含む）は 1 名とし、英語論文は 3 名以内とする。

2 助教・助手の場合

専門誌に限る（日大口腔科学は含まない）日本語論文は 1 名とし、英語論文は 3 名以内とする。

3 助手（専任扱い）の場合

日本語論文（日大口腔科学を含む）は 1 名とし、英語論文は 3 名以内とする。

4 大学院生の場合

専門誌に限る（日大口腔科学は含まない）日本語論文は 2 名以内とし、英語論文は 3 名以内とする。

5 研究講座員の場合

日本語論文（日大口腔科学を含む）は 3 名以内とし、英語論文は 4 名以内とする。

以 上

課程博士の学位申請書（第3条3項関係）

（様式第6号）

平成 年 月 日

日 本 大 学 総 長 殿

学位申請者

申請者直筆 印

学 位 申 請 書

貴学学位規程第3条第3項の規定により論文
に論文要旨，履歴書を添え博士（歯学）の学位
の授与を申請致します。

課程博士の履歴書（第3条3項関係）

（様式第7号）

論文目録

日本大学

報告番号	甲第 号	氏 名	日 本 太 郎
------	------	-----	---------

主 論 文

まとめ論文 ※ 主論文がまとめ論文の場合は明記すること

題 名 ○○○○……………

(英文の場合は、和訳をカッコ書きで記載すること)

○○○第○巻○号（平成○年○月）掲載予定

〈第〉がある場合は記入する。

（主論文の掲載雑誌名、発行年月等を上記要領で記入する）

（日大口腔科学に投稿の場合は「日大口腔科学掲載予定」とすること）

（日大口腔科学英文誌に投稿の場合は International Journal of Oral-Medical Sciences(IJOMS) とすること）

参考論文

（主となる参考論文）（まとめ論文の場合に明記すること）

題 名 1 ○○○○……………

○○○第○巻○号（平成○年○月）発行 共著

〈第〉がある場合は記入する。

（副となる参考論文）（まとめ論文の場合に明記すること）

題 名 2 ○○○○……………

○○○第○巻○号（平成○年○月）発行 共著

〈第〉がある場合は記入する。

平成 年 月 日

学位申請者

氏 名 日 本 太 郎 印

課程博士の履歴書（第3条3項関係）

(様式第8号)

履 歴 書

日本大学

報 告 番 号	甲 第 号		
ふりがな 氏 名	にほん たろう 日 本 太 郎	性 別	男
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
本 籍	千葉県松戸市栄町西2-870-1		
現 住 所	千葉県松戸市栄町西2-870-1		
学 歴 平成 年 月 〇〇〇〇〇〇高等学校卒業 平成 年 月 日本大学松戸歯学部入学 平成 年 月 同 上 卒業 平成 年 月 日本大学大学院松戸歯学研究科 歯学専攻入学 平成 年 月 同 上 修了見込み 研究歴 平成 年 月 日本大学松戸歯学部〇〇講座において研究生として入室 平成 年 月 同 上 退室 職 歴 平成 年 月 日本大学松戸歯学部付属歯科病院において研修医として勤務 平成 年 月 同 上 退職 免 許 平成 年 月 歯科医籍登録 第〇〇〇〇〇〇号 上記のとおり違いありません。 平成 年 月 日 氏名 日 本 太 郎 印			

平成 年 月 日

申請者の研究分担

申請者氏名

1 論文名

2 著者名

3 所属

4 申請者の研究内容

同 意 承 諾 書

○ ○ ○ ○ 氏提出の学位論文中，私と共同研究の
下記の部分については，○ ○ ○ ○ 氏の学位
論文とすることを承諾致します。

記

共著論文名

平成 年 月 日

共同研究者

氏 名	共著者直筆	印
氏 名	共著者直筆	印
氏 名	共著者直筆	印

誓 約 書

共著論文名

○ ○ ○ ○ 氏が学位論文として提出した上記の

共著論文は，学位論文申請のための論文として，他に使用しな

いことを誓約致します。

平成 年 月 日

共同研究者

氏 名 共著者直筆 印

氏 名 共著者直筆 印

氏 名 共著者直筆 印

論文審査基準

2011.7.13

学位論文審査基準

博士学位論文は、新規性、独創性と十分な学術的価値を持つ、歯科医学における自著の論文であって、主要部分が国際的な記述雑誌等に記載されているか、あるいは受理される水準でなければならない。

審査実施方法

審査委員会は、本研究科委員3名以上を含む審査員で構成されるものとする。審査員による審査の後、最終審査は、研究科委員会委員に対して口述審査を行う。

以 上

学位申請論文に伴う指導者名の記載に関する申合せ

2013.2.28

学位申請論文での指導教授とは、申請者を指導している○合教員を指すが、実際には指導教授以外の教員も指導しているため、実情に合わせるための申合せとして定める。

- 1 申請者の指導教授（○合教員）が認めた場合、学位申請論文の指導者名に合教員を併記する事ができる。
- 2 学位申請論文の指導者名に併記される合教員は申請者の学位申請論文が共著の場合、共著者とはなれない。

以 上

学位請求論文の取扱い

参 考

※ 矢印のみ使用でき、それ以外は使用出来ません

